

監査報告書

公益財団法人晴嵐館定款第26条に基づき、公益財団法人晴嵐館の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの業務及び財務諸表（財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書）、事業報告書、決算報告書について監査を行った結果、以下のとおり報告いたします。

監査の結果

- (1) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 事業報告書は、公益財団法人晴嵐館の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財務諸表及び決算報告書は、公益財団法人晴嵐館会計処理規程（公益法人会計基準）に準拠して処理され必要事項を適正に示していると認めます。

平成26年4月27日

公益財団法人 晴 嵐 館

監 事 片 山 泰 宏（署名捺印）

監 事 山 内 康 男（署名捺印）

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は 当法人が別途保管しております。